

第84号

# お茶の水女子大学学報

昭和56年10月1日

お茶の水女子大学庶務課

## 目 次

関 係 法 令 .....	1
学 内 規 程 .....	1
人 事 .....	4
学 事 .....	7
諸 報 .....	15
海外渡航 .....	15
給与に関する勧告について .....	17
公開講座 .....	25
研 修 .....	26
健康診断 .....	27
計 報 .....	27
新任者住所 .....	27
職員の住所変更 .....	27
住居表示変更 .....	28
氏名変更 .....	28
電話番号変更 .....	28
日 誌(抄) .....	28

## 関 係 法 令

### 【法 律】

- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(法律第55号、5月30日官報号外)
- 国家公務員法の一部を改正する法律(法律第77号、6月11日官報)

### 【政 令】

- 恩給法等の一部を改正する法律附則第14条の2第1項の年金たる給付等を定める政令の一部を改正する政令(政令第189号、5月29日官報)
- 児童手当法施行令の一部を改正する政令(政令第194号、5月29日官報)
- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令の一部を改正

する政令(政令第195号、5月30日官報号外)

- 国家公務員共済組合施行令の一部を改正する政令(政令第196号、5月30日官報号外)
- 国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会が行う国家公務員の福祉増進事業に関する政令の一部を改正する政令(政令第197号、5月30日官報号外)
- 国家公務員共済組合法等による年金の額の改定に関する政令(政令第198号、5月30日官報号外)
- 国家公務員宿舎法施行令の一部を改正する政令(政令第240号、6月30日官報)

### 【省 令】

- 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(大蔵省令第35号、6月20日官報)
- 国家公務員宿舎法施行規則の一部を改正する省令(大蔵省令第37号、6月30日官報)
- 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令(大蔵省令第41号、7月23日官報)
- 昭和42年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律施行令第18条第3項に規定する金額の特例を定める省令(大蔵省令第42号、7月23日官報)

### 【規 則】

- 人事院規則(職員の研修)の全部を改正する規則(人事院規則10-3、6月25日官報)
- 人事院規則(災害を受けた職員の福祉施設)の一部を改正する規則(人事院規則16-3、7月16日官報)
- 人事院規則(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則(人事院規則17-0、9月30日官報)

### 【告 白 及 示】

- 昭和57年度科学研究費補助金の計画調書の提出期間を定める件(文部省告示第148号)

## 学 内 規 程

○お茶の水女子大学規則第13号

お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山野外教育施設使用細則の一部を改正する細則を次のように

定める。

昭和56年5月12日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山

野外教育施設使用細則の一部を改正する細則

お茶の水女子大学志賀高原体育運動場及び館山野外  
教育施設使用細則の一部を次のように改正する。

別表第1中「使用料——100」を「使用料  
——150」に、「維持費 200 500」を「維持費  
250 550」に改める。

別表第2中「使用料——60」を「使用料  
——90」に、「使用料——20」を「使用料  
——30」に改める。

#### 附 則

この細則は、昭和56年5月12日から施行し、昭和56年5月1日から適用する。

○お茶の水女子大学規則第14号

お茶の水女子大学理学部附属臨海実験所使用規程の  
一部を改正する規程を次のように定める。

昭和56年5月20日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学理学部附属臨海実験所使用  
規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学理学部附属臨海実験所使用規程の  
一部を次のように改正する。

別表宿泊棟の項中「40円」を「190円」に、実験実  
習室の項中「50円」を「120円」に、「25円」を「60円」  
に改める。

#### 附 則

この規程は、昭和56年5月20日から施行し、昭和56年5月1日から適用する。

○お茶の水女子大学規則第15号

お茶の水女子大学文書管理規程の一部を改正する規  
程を次のように定める。

昭和56年9月14日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学文書管理規程の一部を改正する規程

お茶の水女子大学文書管理規程の一部を次のように  
改正する。

別表第1中「

4 職員（部局長及び次号  
に掲げる者を除く。）の有  
給休暇（30日を超える病  
気休暇によるもの及び私  
事渡航に係るもの）を除  
く。次号において同じ。）  
の承認

5 事務系職員（課長を除  
く。）の有給休暇の承認

を「

4 職員（部局長及び次号  
に掲げる者を除く。）の有  
給休暇（30日を超える病  
気休暇によるもの及び私  
事渡航に係るもの）を除  
く。次号において同じ。）  
の承認及び一般職の職員  
の給与に関する法律附則  
第12項から第14項までに  
規定する勤務を要しない  
時間の指定（次号におい  
て「勤務を要しない時間  
の指定」という。）

5 事務系職員（課長を除  
く。）の有給休暇の承認及  
び勤務を要しない時間の  
指定

」に改める。

#### 附 則

この規程は、昭和56年10月11日から施行する。

○お茶の水女子大学規則第16号

お茶の水女子大学小石川寮規程を次のように定め  
る。

昭和56年9月30日

お茶の水女子大学長 井上 茂

お茶の水女子大学小石川寮規程

（趣旨）

第1条 お茶の水女子大学学則第52条第2項の規定に  
基づき、お茶の水女子大学小石川寮（以下「学寮」  
といふ。）の管理運営に関する必要な事項については、  
この規程の定めるところによる。

（目的）

第2条 学寮は、本学学生に対して、生活と勉学の場  
を与える、その修学を容易にすることを目的とする。

（入寮対象学生及び定員）

第3条 入寮対象学生は、学部学生とし、定員は80名  
とする。

（管理運営責任者）

第4条 学寮の管理運営責任者は、学生部長とする。  
（運営委員会）

第5条 学寮の管理運営に関する基本的事項を審議す  
るため、小石川寮運営委員会（以下「委員会」とい  
う。）を置く。

2 委員会に関する必要な事項は、別に定める。  
（入寮願）

第6条 入寮を希望する者は、所定の期日までに次の  
書類を学生部長に提出しなければならない。

一 入寮願

二 入寮選考調査書

三 課税証明書

## (入寮選考及び入寮許可)

第7条 入寮の選考及び許可は、委員会の定める基準に基づき、学生部長が行う。

## (在寮期間)

第8条 在寮できる期間は、入寮を許可された日から最短修学年限修了の日までとする。

## (入寮手続)

第9条 入寮を許可された者は、所定の期日内に入寮手続をしなければならない。

2 入寮を許可された者が前項に定める手続を完了しないときは、入寮の許可を取消すことがある。

3 入寮を許可された者で入寮選考の課程において虚偽の申立をしたことが判明したときは、入寮の許可を取消すことがある。

## (寄宿料)

第10条 寄生は、国立の学校における授業料その他の費用に関する省令（昭和36年文部省令第9号）に定める寄宿料を所定の日までに、収入官吏に納入しなければならない。

2 入退寮の日が月の途中である場合であつても、寄宿料1か月分を納入しなければならない。

3 夏季休業等長期にわたる休業期間に係る寄宿料については、第1項の規定にかかわらず当該休業開始日の前日までに納入しなければならない。

4 既納の寄宿料は、還付しない。

## (経費の負担)

第11条 寄生の私生活に必要な経費は、寄生の負担とする。その負担区分は、別表のとおりとする。

2 寄生は、寄生負担の経費を、当該月の所定の日までに、学生部長の指定する者に納付しなければならない。

## (施設の保全)

第12条 寄生は、居室、共同施設及びその他の施設・設備の保全に留意し、次の各号に定めるところに従わなければならない。

一 居室を居室以外の目的に使用しないこと。

二 施設には、許可なくして工作を加えないこと。

三 故意又は過失により、施設、設備を破損、汚損又は滅失したときは、その原状回復に必要な経費を弁償すること。

四 防火管理、保健衛生管理、災害防止及びその他施設の管理運営上必要な措置については、学生部長の指示に従うこと。

## (退寮手続)

第13条 退寮を希望する者は、退寮願を学生部長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項の承認を受けようとする者は、事前に居室の施設、設備及び備品等について、学生部長の指定す

る者の検査を受けなければならない。

3 前項の規程は、次条各号の規定により退寮を命ぜられた者についても適用する。

## (退寮処置)

第14条 学生部長は、寮生が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、速やかに退寮を命ずるものとする。ただし、第4号、第5号又は第6号の事由により退寮を命じようとする場合には、あらかじめ委員会の議に付するものとする。

一 本学学生の学籍を失ったとき。

二 第8条の在寮期間を満了したとき。

三 寄宿料を3か月以上滞納したとき、又は第11条に定める経費の負担を3か月以上怠つたとき。

四 休学を許可された者及び停学を命ぜられた者で、退寮処置を必要と認められるとき。

五 保健衛生上、他の寮生に悪影響を及ぼすと認められるとき。

六 学寮において、著しく風紀・秩序を乱す行為があつたとき。

## (寮生以外の者の宿泊)

第15条 学寮には、当該寮生以外の者を宿泊させではない。

## (細則等への委任)

第16条 この規程の実施に関して必要な事項については、委員会の議を経て学生部長が定める。

## 附 則

この規程は、昭和56年10月1日から施行する。

## 別 表

区分	大 学 负 担	寮 生 负 担
人 件 費	○施設の管理上、大学が必要と認めて配置する職員の給与	
電 気 料	○寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金 ○居室以外の施設において使用する電気（寮生の私生活のために使用するものを除く。）の料金	○居室で使用する電気その他の寮生の私生活のために使用する電気の料金
水 道 料	○寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金 ○施設の管理のために使用する水道料金	○補食室、洗面・洗濯室、浴室、便所で使用する水道料金
ガ ス 料	○寮生の利用の有無にかかわらず必要な基本料金 ○施設の管理のために使用するガス料金	○寮生の洗面、洗濯、入浴及び補食のために使用するガス料金
消 耗 品	○居室以外の施設の清掃のために必要な清掃用品の購入費	○居室の清掃用品その他寮生の私生活のために必要な消耗品の



発令年月日	現官職	氏名	異動内容
56. 5. 16	文部事務官 (庶務課)	上島 正彦	附属図書館に配置換する
ク	文部事務官 (厚生課)	近本 政明	家政学部に配置換する
(併任)			
56. 5. 1	文部技官(施設課)	八重樫 博	文部省管理局教育施設部工営課に併任する併任の期間は昭和57年3月31日までとする
(事務代理)			
56. 7. 2	文部教官 (教授生活環境研究センター)	今井百里江子	生活環境研究センター所長事務代理を命ずる
56. 8. 31	ク	ク	クを免ずる
(復職)			
56. 8. 1	文部教官 (附属幼稚園教諭)	田中三保子	職務に復帰した
(休職)			
56. 5. 7	文部教官 (附属中学校教諭)	秋山 晶子	育児休業を許可する育児休業の期間は昭和56年5月7日から昭和57年3月24日までとする
56. 9. 26	文部教官(助手理学部)	秋山 文子	休職の期間を昭和57年6月30日まで更新する
(辞職)			
56. 7. 1	文部事務官 (事務局長)	池田 国男	辞職を承認する
56. 9. 30	文部教官(助手家政学部)	牛脇ヒロミ	ク
(退職)			
56. 5. 5	文部教官(助手理学部)	和田 恒代	昭和56年5月5日死亡により退職した
56. 7. 17	用務員 (附属学校部作業員)	女ヶ沢清吉	昭和56年7月17日死亡
(臨時の任用)			
56. 5. 7		柏原ひろみ	文部教官(附属中学校教諭)に臨時に任用する任期は昭和57年3月24日までとする
56. 8. 1		田中都慈子	昭和56年7月31日限り任期満了により退職した

## ◎非常勤講師

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
56. 5. 1		戸嶋 英理	講師(附属高等学校)に採用する任期は昭和57年3月31日までとする
ク		安枝 伸子	ク
ク		中村 茂夫	講師(家政学部)に採用する任期は昭和56年9月30日までとする
56. 6. 1		永松 一夫	講師(文教育学部)に採用する任期は昭和56年6月30日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
56. 7. 1		加藤 有次	講師(文教育学部)に採用する任期は昭和56年7月31日までとする
ク		坂口 亮	講師(家政学部)に採用する任期は昭和56年7月31日までとする
ク		飛田 满彦	講師(家政学部)に採用する任期は昭和56年10月31日までとする
ク		望月 ま里	講師(附属小学校)に採用する任期は昭和56年7月15日までとする
56. 7. 13		豊田 直平	講師(文教育学部)に採用する任期は昭和56年7月13日までとする
56. 9. 1		山口 純子	講師(家政学部)に採用する任期は昭和56年9月30日までとする
ク		田中 陽子	講師(附属高等学校)に採用する任期は昭和57年3月31日までとする
ク		三浦 狹依	ク
56. 9. 16		長谷部雅子	講師(附属中学校)に採用する任期は昭和56年10月15日までとする
(併任)			
56. 5. 1	文教育学部助手	山田 敦子	講師(附属高等学校)に併任する併任の期間は昭和57年3月31日までとする
ク	国立歴史民俗博物館助教授	岡田 茂弘	講師(文教育学部)に併任する併任の期間は昭和57年3月31日までとする
56. 6. 1	名古屋大学教授	佐藤 英美	講師(理学部)に併任する併任の期間は昭和56年6月15日までとする
56. 6. 30	東京大学助教授	木下 実	講師(理学部)に併任する併任の期間は昭和56年7月2日までとする
56. 9. 1	文部教官(東京農工大学教授)	新田 瑞	講師(理学部)に併任する併任の期間は昭和56年9月30日までとする
(辞職)			
56. 9. 30	講師(附属高等学校)	戸嶋 英理	辞職を承認する
(併任解除)			
56. 9. 30	文部教官(文教育学部助手)	田辺 雅子	講師(附属高等学校)の併任を解除する

## ◎非常勤職員

発令年月日	現官職	氏名	異動内容
(採用)			
56. 5. 16		村野美奈子	事務補佐員(文教育学部)に採用する任期は昭和57年3月31日までとする

発令年月日	現官職	氏名	異動内容	発令年月日	現官職	氏名	異動内容
56. 5. 16		安村 清美	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	56. 5. 1	臨時事務補佐員(附属図書館)	今村 恵子	事務補佐員(附属図書館)に配置換する 任期は昭和57年3月30日までとする
〃		金子いづみ	〃	(辞職)			
〃		松島 宏子	事務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	56. 5. 15	教務補佐員(家政学部)	阿部由美子	辞職を承認する
56. 6. 1		福嶋 良	事務補佐員(学生課)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	56. 5. 31	事務補佐員(附属図書館)	鈴木扶佐子	〃
〃		川村真寿美	〃	56. 6. 30	事務補佐員(施設課)	佐々木恵子	〃
〃		田中いづみ	事務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	〃	事務補佐員(附属図書館)	等々力佳代子	〃
〃		佐々木すみれ	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	〃	事務補佐員(家政学部)	水谷由美子	〃
〃		松本 晴子	事務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	〃	〃	金澤 妙子	〃
56. 6. 16		磯部 宏子	事務補佐員(附属図書館)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	〃	教務補佐員(生活環境研究センター)	木庭 敏江	〃
56. 7. 1		大澤三奈子	事務補佐員(附属図書館)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	56. 7. 30	教務補佐員(文教育学部)	安村 清美	〃
〃		村田 郁子	教務補佐員(理学部)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	56. 7. 31	事務補佐員(家政学部)	中山百合子	〃
56. 8. 1		諸星 尚子	事務補佐員(施設課)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	56. 9. 15	事務補佐員(附属図書館)	今村 恵子	〃
〃		角井 芳子	教務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	〃	臨時用務員(理学部)	高橋 利夫	〃
56. 9. 1		安村 清美	教務補佐員(文教育学部)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	56. 9. 29	事務補佐員(理学部)	松本 晴子	〃
56. 9. 16		田中美江子	事務補佐員(附属図書館)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	56. 9. 30	教務補佐員(文教育学部)	中馬 道子	〃
〃		大枝 由美	事務補佐員(家政学部)に採用する 任期は昭和57年3月31日までとする	〃	事務補佐員(文教育学部)	松井 鈴子	〃
(配置換)				〃	教務補佐員(家政学部)	菅井 清美	〃
56. 5. 1	臨時事務補佐員(入学主幹付)	川村 桂子	事務補佐員(入学主幹付)に配置換する 任期は昭和57年3月30日までとする				

# 学 事

○昭和57年度 お茶の水女子大学入学者選抜方法等

選抜方法等  学部・学科名	第2次の学力検査等							第2次学力検査を免除し、共通第1次学力試験を課する
	第2次の学力検査を課する	実技検査等			2段階選抜			
		実技検査を課する	面接を行う	小論文を課する	として、調査書の内容と共通第1次学力試験の成績により第1段階の選抜を行い、その合格者について更に必要な検査等を行う	第1段階の選抜による合格者数	定員に対する倍率	その他
文 教 育 学 部	哲 学 科							
	史 学 科							
	地 理 学 科							
	国 文 学 科	○	×	×	×	×	×	×
	外 国 文 学 科 教 育 学 科 (教育学専攻)							×
理 学 部	教 育 学 科 (表現体育学専攻) (音楽教育学専攻)	○	○	×	×	×	×	×
	数 学 科							
	物 理 学 科	○	×	×	×	×	×	×
	化 学 科							
家 政 学 部	生 物 学 科							
	儿 童 学 科	○	×	×	○	×	×	×
	食 物 学 科							
	被 服 学 科	○	×	×	×	×	×	×
	家 庭 経 営 学 科							

推 薦 入 学					第 2 次 募 集						
第2次 学力検 査を免 除し、 共通第 1次学 力試験 をも免 除する	実 技 檢 查 等				推薦入 学募集 人員 (又は 比率)	実 技 檢 查 等				第2次 募集人 員(又 は比 率)	入学定 員に欠 員等が 生じた 場合に 第2次 募集を 行う
	実技検 査を課 する	面 接	小論文 を課す	その他		第2次 の学力 検査を 課する	実技檢 查を課 する	面 接 を行う	小論文 を課す る		
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

## ○ 昭和57年度 お茶の水女子大学入学者選抜学力検査実施教科・科目

学部(学科・専攻・ 課程)名 科 目 数 等		文 教 育					
出題教科・科目名		哲学科・史学科・地理学科・国文 学科・外国文学科(中国文学・中 国語学、英文学・英語学、仏文 学・仏語学)教育学科(教育学専 攻)			教 育 学 科 (表現体育学専攻)		
(教科名) 国 語	(科目名) 現 代 国 語	◎	2	同一時間内に 解答	◎	2	同一時間内に 解答
	古 典 I 乙	◎			◎		
数 学	数学 I						
	数学 II B						
	数学 III						
理 科	物理 I・II						
	化学 I・II						
	生物 I・II						
外 国 語	英 語 B	○	1		○	1	
	ド イ ツ 語	○			○		
	フ ラ ン ス 語	○			○		
実 技	体 育 実 技				○	(1)	
	音 楽 実 技						
小 論 文							
合 計		5	3		5(1)	3(1)	

- 備考 1. ◎印は指定科目、○印は選択科目を示す。  
 2. ※「高等学校学習指導要領」(昭和45年10月文部省)  
 3. ( ) 内は実技検査を示す。

学 部			理 学 部			物 理 学 科			
教 育 学 科 (音楽教育学専攻)			数 学 学 科						
出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数	摘 要	
○									
	2	同一時間内 に解答							
○									
			○			○		同一時間内 に解答	
				2	同一時間内に 解答		2		
			○			○			
			○	1	同一時間内に 解答	○	1	同一時間内 に解答	
					ただし、数学 科の数学Ⅲに ついては数学 I、ⅡBの範 囲から出題す ることもあ る。	○			ただし、指 導要領※物 理Ⅱの「内 容」(72、73 頁)のうち 「(4)原子の 構造」を除 く。
○			○						
○	1		○						
○			○						
○	(1)								
5(1)	3(1)		6	4	6	4	4	4	

学部(学科・専攻・課程)名		理 学 部				
		化 学 科			生 物	
出題教科・科目名		出題科目	受験科目数	摘 要	出題科目	受験科目数
(教科名) 国 語	(科目名) 現 代 国 語					
	古 典 I 乙					
数 学	数 学 I	◎	2	同一時間内に解答	◎	2
	数 学 II B	◎			◎	
	数 学 III				○	
理 科	物 理 I・II	○	2	同一時間内に解答 ただし、指導要領※物理IIの「内容」(72、73頁)のうち、「(4)原子の構造」を除く。 生物IIの「内容」(80頁)のうち、「(1)生命現象と分子」及び「(3)生物の進化」を除く。	○	2
	化 学 I・II	◎			○	
	生 物 I・II	○			○	
外 国 語	英 語 B					
	ド イ ツ 語					
	フ ラ ン ス 語					
実 技	体 育 実 技					
	音 楽 実 技					
小 論 文						
合 計		5	4		6	4

備考 1. ◎印は指定科目、○印は選択科目を示す。

2. ※「高等学校学習指導要領」(昭和45年10月文部省)

		家政学部				
学科	児童学科		食物学科			
摘要	出題科目	受験科目数	摘要	出題科目	受験科目数	摘要
	<input type="radio"/>	2	国語、数学のうち1教科を選択すること。			
	<input type="radio"/>					
同一時間内に解答	<input type="radio"/>		同一時間内に解答	<input type="radio"/>	2	同一時間内に解答
	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
同一時間内に解答ただし、指導要領※物理Ⅱの「内容」(72、73頁)のうち「(4)原子の構造」を除く。生物Ⅱの「内容」(80頁)のうち、「(1)生命現象と分子」及び「(3)生物の進化」を除く。						
		1		<input type="radio"/>	1	指導要領※物理Ⅱの「内容」(72、73頁)のうち「(4)原子の構造」を除く。生物Ⅱの「内容」(80頁)のうち、「(1)生命現象と分子」及び「(3)生物の進化」を除く。
	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>		
	<input type="radio"/>	1				
	8	4		8	3	

学部(学科・専攻 ・課程)名		家政学部		
科目 目 数 等		被服学科 家庭経営学科		
出題教科・科目名		出題科目	受験科目数	摘要
(教科名) 国語	(科目名) 現代国語	○	2	国語、数学のうち1教科を選択すること。
	古典 I乙	○		同一時間内に解答
数学	数学 I	○		
	数学 II B	○		
	数学 III			
理科	物理 I・II			
	化学 I・II			
	生物 I・II			
外国語	英語 B	○	1	
	ドイツ語	○		
	フランス語	○		
実技	体育実技			
	音楽実技			
小論文				
合 計		7	3	

○入学者選抜第1次・第2次配点比率

(1096)

学部名	学科(専攻)名	試験の区分	教科				等配点合計	備考
			国語	社会	数学	理科		
文 教 育 学 部	教育(表現体育学)	共通1次試験	200点	200点	200点	200点	200点	1,000点
	教育(音楽教育学)を除く全部の学科	第2次試験	250	—	—	—	250	500
理 学 部	教育(表現体育学)	計	450	200	200	450	—	1,500
	教育(音楽教育学)	共通1次試験	200	200	200	200	—	1,000
理 学 部	第2次試験	250	—	—	250	—	500	実技検査については総合判定の資料とする
	計	450	200	200	450	—	—	1,500

共通第1次学力試験を合験した者は、すべて第2次試験を受験することができるが、合否判定は、次の3点を総合して行う。

- 1 共通第1次学力試験の総得点が、全国平均程度に達していること。
- 2 共通第1次学力試験の各教科・科目の得点が、それぞれの配点(国語、数学、外国语)について各200点、社会、理科については、それぞれ選択した科目各100点)の20%に到達していること。

3 第2次試験(下表[400点])と、共通第1次学力試験の理科(200点)、外国语(200点)の総合成績。

備考：共通第1次学力試験の達試験受験者についても本試験の全国平均点を目標とする。

第2次試験

学部名	学科(専攻)名	試験の区分	教科				等配点合計	備考
			国語	社会	数学	理科		
数学 部	数学科	数学Ⅰ・ⅡB	数学Ⅲ	物理Ⅰ・Ⅱ	化学Ⅰ・Ⅱ	生物Ⅰ・Ⅱ	外国语	計
	数学科	150	150	※	150	—	100	400
物理 部	物理学科	150	100	150	—	—	—	※数学Ⅰ・ⅡBを含む
	物理学科	150	100	(100)	150	(100)	—	400
化 学 部	化学科	150	100	(100)	100	(100)	—	400
	生物学科	150	(100)	(100)	150	(100)	—	400

学部名	学科(専攻)名	試験の区分	教科				等配点合計	備考
			国語	社会	数学	理科		
家 政 学 部	児童	共通1次試験	100	100	100	100	100	—
	児童	第2次試験	(250)	—	(250)	—	250	—
家 政 学 部	物 食	計	100(350)	100	100(350)	100	350	—
	物 食	共通1次試験	100	100	100	100	100	—
被 家 庭 経 営 部	被服	第2次試験	—	—	250	(250)	(250)	—
	被服	計	100(350)	100	100(350)	100(350)	100(350)	—
被 家 庭 経 営 部	家庭經營	共通1次試験	100	100	100	100	100	—
	家庭經營	第2次試験	(250)	—	(250)	—	250	—
被 家 庭 経 営 部	家庭經營	計	100(350)	100	100(350)	100	350	—

# 諸 報

○海外渡航

所属・職名	氏 名	渡 航 先 国	渡 航 目 的	期 間	渡 航 種 別
文教育学部教 授	森 隆 夫	ドイツ連邦共和国	教科書制度会議参加	56. 4. 21 56. 5. 4	研 修
家政学部教 授	山西 貞	ドイツ連邦共和国 アメリカ合衆国	フレーバー1981年国際会議 参加マサチューセッツ工科大 学食品科学工学部訪問	56. 4. 26 56. 5. 10	"
文教育学部教 授	井 内 昇	アメリカ合衆国 ドイツ連邦共和国 連合王国	昭和55年度文部省在外研究 員(短期)として「ヨーロ ッパ主要国における都市研 究の現状」調査、研究	56. 3. 17 56. 5. 16	出 張 在外研究
家政学部助 教 授	板倉 壽郎	アメリカ合衆国	米国マサチューセッツ工科大 学において環境芸術に関する 研究討議及び講演	56. 5. 4 56. 5. 23	研 修
文教育学部助 教 授	徳丸 吉彦	フランス共和国 連合王国 ポーランド人民共和国	国際会議「音楽と言語様相」 打ち合わせ出席	56. 5. 17 56. 6. 1	"
家政学部教 授	山西 貞	中華民国	台湾茶(包種茶、烏龍茶) の香氣成分に関する研究及 び製茶工場見学、国立台湾 大学訪問	56. 7. 4 56. 7. 10	"
理 学 部 助 手	佐藤 浩史	アメリカ合衆国	電子および原子衝突の物理 に関する国際会議	56. 7. 11 56. 8. 5	"
文教育学部教 授	中村 英勝	オーストラリア	英連邦史シンポジウム出席 および資料収集	56. 7. 29 56. 8. 12	"
生活環境研 究センター 教 授	福場 博保	フィリピン	熱帯地域における根菜類の 生産、貯蔵、加工、植生全般 にわたる生物資源学的研究	56. 7. 2 56. 8. 13	出 張
家政学部教 授	中島 利誠	アメリカ合衆国 カナダ	昭和55年度在外研究員(長 期)として被服材料のトラ ンスポート特性によりみた 被服の快適性に関する研究 のため	55. 10. 15 56. 8. 13	出 張 在外研究
文教育学部教 授	柳 宗玄	インド	インド美術研究	56. 8. 3 56. 8. 19	研 修
文教育学部助 教 授	片岡 康子	アメリカ合衆国	舞踊教育学研究並びに調査 のため	56. 7. 25 56. 8. 20	"
文教育学部教 授	松本 千代栄	ブラジル、アルゼンチ ン、パラグアイ、ペ ネゼエラ	第9回国際女子体育会議出 席及び資料収集	56. 7. 31 56. 8. 21	"
文教育学部助 手	山田 敦子	"	"	"	"
附属幼稚園 教諭	永井 正子	"	"	"	"
家政学部教 授	山西 貞	スリランカ	熱帯果実の利用及びウバ紅 茶に関する研究	56. 8. 11 56. 8. 21	"
家政学部助 教 授	原 ひろ子	インドネシア共和国 バリ島	インドネシアバリ島におけ る女子社会教育の視察と宗 教道場の見学	56. 8. 13 56. 8. 22	"

所属・職名	氏 名	渡航先国	渡航目的	期間	渡航種別
附属小学校教諭	阿久沢 栄太郎	北ボルネオ、サンダカン マレイシア連邦サバ州 コタキメバル、キナバル山等	東マレイシア(サバ州)における植物調査のため	56. 8. 9 56. 8. 22	研 修
理学部助手	高梨 悅子	パプアニューギニア、 フィジー、オーストラリア、 ニューカレドニア アトンガ、サモア、ハワイ	ショウジョウバエの採集と生態調査	56. 7. 16 56. 8. 23	出 張
文教育学部教授	坂本 満	フランス、イタリア、 ポルトガル連合王国、 ブラジル、ペルー、エクアドル、 メキシコ、アメリカ、カナダ	昭和55年度文部省在外研究員(長期)として「近世における東西交流(美術)及び版画史」の研究	55. 10. 1 56. 8. 25	出 張 在外研究
理学部教授	富永 靖徳	アメリカ合衆国	第5回国際強誘電体会議出席及び光散乱による構造相転移の研究	56. 8. 12 56. 8. 28	研 修
生活環境センター教授	福場 博保	アメリカ合衆国	第12回国際栄養学会議出席および研究連絡のため	56. 8. 15 56. 8. 30	"
人間文化研究科助手	石田 智子	ブルガリア	ブルガリア文部省による語学研修会に参加するため	56. 7. 28 56. 8. 31	"
文教育学部助教授	徳丸 吉彦	大韓民国	講演及び学会(IFMC)出席	56. 8. 20 56. 9. 1	"
文教育学部教授	中川 信	フランス共和国	フランス語教育の調査、研修のため	56. 7. 15 56. 9. 4	"
理学部教授	山下 貴司	オーストラリア	国際植物学会に参加し、討論、講演および野外植物調査を行なう	56. 8. 20 56. 9. 9	"
文教育学部教授	柳宗玄	スイス連邦	国際美術史学会出席	56. 8. 28 56. 9. 11	"
理学部助手	芦原 基	オーストラリア シンガポール	国際植物学会に参加、発表(シドニー)、シンガポール大学訪問、討論セミナーに参加	56. 8. 18 56. 9. 11	"
理学部教授	能村 堆子	アメリカ合衆国	日米セミナー(ウニ、海産無脊椎動物の受精と初期発生の過程と機構)及び織毛運動制御に関する国際会議出席のため	56. 9. 2 56. 9. 14	"
理学部教授	前田 侯子	ギリシャ	第10回国光化学国際会議出席のため	56. 9. 3 56. 9. 14	"
家政学部教授	藤巻 正生	フィンランド共和国 ポーランド人民共和国	ヘルシンキに開催される国際食品科学工学連合委員会および国際シンポジウムに出席し、併せてポーランド科学アカデミーを訪問するため	56. 9. 13 56. 9. 27	"
理学部教授	池田 宏信	デンマーク フランス共和国 連合王国	中性子非弹性散乱による固体の素励起の研究	56. 7. 31 56. 9. 29	出 張

## ○給与に関する勧告について

人事院は、8月7日、国会及び内閣に対し、公務員の給与改定について勧告した。

## 給与に関する勧告（抄）

次の事項を実現するため、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）を改正することを勧告する。

## 1 債給表及び諸手当の改定

## (1) 債給表

現行の債給表を別記のとおり改定すること。

## (2) 諸手当

## 1 初任給調整手当について

(1) 医療職債給表(1)以外の債給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学の専門的知識を必要とする官職にあるものに対する支給月額の限度を39,500円とすること。

## 2 扶養手当について

配偶者に係る手当の月額を12,000円、配偶者がない職員の扶養親族のうち1人に係る手当の月額を8,000円とすること。

## 3 調整手当について

## 別記

## 行政職債給表

## イ 行政職債給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	8等級
号	俸	債給月額						
1	296,600	230,200	—	—	—	118,900	101,900	—
2	309,100	239,800	204,800	173,600	145,300	125,000	106,900	83,400
3	321,600	249,500	212,700	180,900	151,800	131,100	112,600	85,900
4	334,100	259,200	220,700	188,400	158,400	137,300	118,800	88,700
5	346,600	269,200	228,700	195,900	165,300	143,700	124,500	91,500
6	359,000	279,200	237,000	203,400	172,400	149,800	129,200	94,700
7	371,400	289,200	245,300	210,900	179,400	155,800	133,800	98,200
8	383,700	298,900	253,600	218,500	186,300	161,800	138,300	101,900
9	396,000	308,600	262,000	226,100	193,100	166,800	142,400	105,400
10	408,100	318,000	270,200	233,800	199,700	171,800	146,100	108,700
11	417,500	327,200	278,400	241,600	206,200	176,700	149,700	111,600
12	423,600	336,100	286,600	249,500	212,700	181,600	153,200	114,200
13	429,700	343,900	294,700	257,400	219,100	186,400	156,700	116,800
14	435,300	350,000	302,400	265,100	225,200	190,700	159,400	119,000
15	440,100	356,100	309,900	272,100	231,100	194,800	162,100	121,200
16		360,400	316,000	278,900	236,500	198,900	164,700	123,300
17			321,700	284,400	241,700	202,600	167,200	124,900
18			325,600	289,400	245,600	205,700	169,600	
19			329,400	293,000	248,900	208,700	171,600	
20			333,200	296,600	252,000	211,000		
21				300,200	254,500	213,300		
22				303,800	256,900	215,500		
23					259,300	217,700		
24					261,700	219,900		
25					264,100			

甲地に属する地域及び官署のうち人事院規則で定める地域及び官署に係る手当の支給割合を100分の9とすること。

## 4 住居手当について

借家・借間に係る手当は、月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対して支給することとし、その支給月額は、家賃と9,000円との差額が7,500円以下の者についてはその差額、その差額が7,500円を超える者についてはその超える額の2分の1の額を6,500円を限度として7,500円に加算した額とすること。

なお、これに伴い所要の経過措置を講ずること。

## 5 通勤手当について

交通機関等利用者に対する運賃等相当額の全額支給の限度を月額17,000円とすること。

交通機関等と自転車等を併用する場合も同様とすること。

## 2 改定の実施時期

1の改定は、昭和56年4月1日から実施すること。

## 口 行政職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	169,900	143,600	117,700	104,000	84,100	75,100
2	175,600	148,700	122,800	108,500	86,600	77,300
3	181,300	154,000	127,900	113,000	89,500	79,500
4	187,100	159,300	133,200	117,700	92,400	81,800
5	193,300	164,600	138,400	122,300	95,700	84,100
6	199,500	169,900	143,600	126,900	99,500	86,500
7	206,000	175,200	148,400	131,400	104,000	89,300
8	212,700	180,600	153,200	135,800	108,500	92,100
9	219,300	185,800	158,000	140,100	112,900	95,300
10	225,800	190,500	162,800	144,400	117,300	99,000
11	232,300	195,200	167,000	148,700	121,500	102,800
12	238,800	199,900	171,200	152,700	125,600	106,700
13	245,200	204,500	175,400	156,700	129,300	110,600
14	251,500	209,100	179,600	160,500	132,800	114,400
15	257,000	213,600	183,700	164,100	135,900	117,800
16	262,500	218,100	187,700	167,400	138,600	121,000
17	267,900	222,400	191,700	170,600	141,200	124,100
18	273,200	226,700	195,700	173,700	143,700	126,400
19	278,000	230,900	199,600	176,700	146,200	128,700
20	282,500	234,900	203,000	179,100	148,500	131,000
21	286,500	238,700	205,800	181,100	150,500	132,900
22	290,500	242,400	208,100	183,100	152,400	134,800
23	294,500	245,700	210,400	185,100	154,300	136,700
24	297,700	249,000	212,400	187,000	156,200	138,600
25		251,400	214,400	188,900	158,000	140,500
26			216,400			142,300
27			218,400			144,100
28						145,900
29						147,600

## 教育職俸給表

## イ 教育職俸給表(一)

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	—	—	165,600	120,600	98,100
2	—	193,000	173,100	128,000	102,400
3	248,100	201,700	180,700	135,500	107,000
4	257,600	210,400	188,400	143,000	112,700
5	267,100	219,100	196,400	150,500	118,500
6	276,600	227,900	204,500	158,000	124,900
7	286,100	236,700	212,700	165,500	131,300
8	295,600	245,600	220,800	173,000	138,200
9	305,100	254,500	228,900	180,500	145,100
10	314,700	263,100	236,800	188,000	152,100
11	324,300	271,700	244,600	195,500	159,100

職務の等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
12	333,900	279,900	252,400	202,800	165,700
13	343,500	287,300	260,200	210,000	172,100
14	353,200	294,500	267,800	216,200	178,000
15	362,900	301,600	274,900	222,400	183,700
16	372,600	308,500	282,000	228,000	189,200
17	382,300	315,200	289,000	233,500	194,400
18	391,600	321,900	295,700	238,900	199,500
19	399,900	328,600	302,400	244,300	204,600
20	408,200	335,100	309,100	249,600	209,500
21	416,500	341,000	315,500	254,800	214,100
22	424,400	346,900	321,800	260,000	218,700
23	431,500	352,800	327,600	264,900	223,200
24	437,000	358,200	332,900	269,700	227,500
25	441,800	363,600	336,800	274,300	230,900
26	446,600	368,400	340,000	278,500	234,200
27		371,900		281,700	237,500
28				284,800	240,800
29				287,800	243,300
30					245,700

口 教育職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	288,500	—	108,000	—
2	296,800	212,300	113,300	90,900
3	305,100	220,100	119,800	94,200
4	313,400	227,900	126,400	98,000
5	321,700	235,700	132,900	101,900
6	330,000	243,500	139,400	106,500
7	338,300	251,400	145,900	111,700
8	346,600	259,300	152,300	117,500
9	354,900	267,200	158,700	123,600
10	363,000	275,100	165,100	129,900
11	370,700	282,900	171,600	136,200
12	378,100	290,700	178,400	142,300
13	385,200	298,400	185,800	148,400
14	392,200	306,000	193,400	154,400
15	396,800	313,400	201,100	160,400
16		320,800	208,800	166,400
17		328,200	216,400	172,400
18		335,600	223,900	178,400
19		342,900	231,300	184,400
20		350,100	238,800	190,200
21		356,600	246,300	195,400
22		363,100	253,700	200,500
23		369,400	261,100	205,300

職務の等級 号 債	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額
24		375,700	268,500	210,000
25		379,900	275,800	214,500
26			282,400	219,000
27			288,900	223,500
28			295,400	227,700
29			301,900	231,600
30			308,300	235,400
31			313,900	238,500
32			319,300	241,600
33			323,900	244,600
34			328,100	247,400
35			332,200	249,600
36			336,200	
37			339,200	

ハ 教育職俸給表(三)

職務の等級 号 債	特 1 等 級	1 等 級	2 等 級	3 等 級
	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額	俸 級 月 額
1	285,700	—	98,000	—
2	293,000	180,800	103,000	90,900
3	300,300	188,700	108,000	94,200
4	307,700	196,600	113,300	98,000
5	315,100	204,500	119,800	101,900
6	322,300	212,300	126,400	106,500
7	329,500	220,100	132,900	111,700
8	336,600	227,900	139,400	117,500
9	343,100	235,700	145,900	123,600
10	349,600	243,500	152,300	129,800
11	355,400	251,300	158,700	136,000
12	361,200	259,000	165,100	141,900
13	366,000	266,100	171,600	147,700
14	370,800	273,100	178,400	153,300
15	374,900	280,100	185,800	158,900
16		286,900	193,400	164,300
17		293,700	201,100	169,600
18		300,400	208,800	174,800
19		307,100	216,400	179,900
20		313,700	223,900	184,900
21		320,300	231,300	189,600
22		326,400	238,700	193,900
23		332,100	246,100	198,200
24		337,200	253,400	202,100
25		341,600	260,100	205,700
26		345,300	266,600	208,700
27		348,300	273,100	211,700
28		351,300	279,100	214,300

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
29	円	354,300	284,900	216,600
30			290,500	218,800
31			295,900	220,900
32			301,300	
33			306,000	
34			310,700	
35			314,900	
36			318,600	
37			322,300	
38			326,000	
39			328,600	

## 医療職俸給表

イ 医療職俸給表(一) (略)

ロ 医療職俸給表(二)

職務の等級	特1等級	1等級	特2等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	円 290,200	円 238,400	円 212,700	円 180,900	円 134,000	円 105,100	円 92,000	円 —
2	300,900	248,400	220,700	188,600	140,400	110,000	95,800	86,000
3	311,600	258,400	228,700	196,300	146,800	115,800	99,700	88,900
4	322,400	268,500	237,000	204,100	153,300	121,600	103,900	91,800
5	333,200	278,600	245,300	211,900	159,800	127,400	108,800	95,300
6	344,000	288,700	253,600	219,600	166,300	133,200	114,400	98,900
7	354,800	298,600	262,000	227,300	172,800	139,100	120,100	102,600
8	365,500	308,400	270,200	235,100	179,700	145,000	125,200	106,000
9	376,200	318,000	278,400	242,900	186,600	150,700	129,700	109,100
10	386,900	327,200	286,600	250,700	193,500	156,400	134,200	111,900
11	393,300	336,100	294,700	258,500	200,200	162,100	138,500	114,400
12	398,900	343,900	302,400	266,000	206,600	167,200	142,500	116,900
13	404,500	350,000	309,900	272,900	213,000	172,200	146,300	118,500
14	409,700	356,100	316,000	279,600	219,300	177,200	149,900	
15	414,900	362,200	321,700	285,100	225,500	182,200	153,400	
16	419,400	366,500	325,600	290,400	231,400	187,000	156,900	
17			329,400	295,200	237,200	191,400	159,600	
18				299,900	242,700	195,500	162,300	
19				303,500	246,800	199,600	164,800	
20				307,100	250,300	203,300	166,800	
21					253,600	206,300		
22					256,100	208,600		
23					258,600	210,900		
24					261,000	213,100		

## 八 医療職俸給表(三)

職務の等級	特1等級	1等級	2等級	3等級	4等級
号俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	208,400	162,700	139,300	103,700	90,300
2	215,800	168,900	144,800	108,400	93,600
3	223,400	175,200	150,500	113,300	96,900
4	231,000	181,600	156,300	118,500	100,300
5	238,900	188,100	162,200	123,700	103,700
6	247,000	194,800	168,100	128,900	108,400
7	255,100	201,400	173,900	134,000	113,200
8	263,100	208,000	179,700	139,100	118,300
9	271,100	214,500	185,500	144,100	123,500
10	279,100	220,900	191,300	149,100	128,500
11	287,000	227,200	197,100	154,100	133,400
12	294,900	233,500	202,900	159,000	138,300
13	302,600	239,800	208,700	163,900	142,900
14	310,000	246,100	214,500	168,600	147,500
15	317,400	252,400	220,300	173,300	152,000
16	324,200	258,700	225,900	178,000	156,400
17	330,900	265,000	231,500	182,700	160,800
18	337,100	271,200	237,000	187,300	165,000
19	342,900	277,400	242,500	191,800	169,200
20	346,700	283,400	247,700	196,200	173,300
21	350,400	288,700	252,900	200,600	177,400
22	354,100	292,700	258,000	205,000	181,500
23		296,700	262,100	209,400	185,300
24		300,700	266,000	213,800	188,500
25		303,900	269,700	218,200	191,700
26		307,100	272,700	222,600	194,700
27		309,800	275,700	226,500	197,600
28			278,200	230,400	200,500
29				234,000	202,700
30				236,400	

## 指定職俸給表

号俸	俸給月額
1	404,000
2	445,000
3	496,000
4	548,000
5	591,000
6	636,000
7	691,000
8	745,000
9	798,000
10	850,000
11	900,000
12	920,000

## 別記備考

- 1 各俸給表の備考は、現行どおりとする。  
 2 新俸給施行の日における職員の職務の等級及び号俸は、その前日における職務の等級及び号俸と同一とする。

## 給与勧告についての説明(抄) (人事院)

- 1 人事院は、例年のとおり、官民給与の精確な比較を行うため、職員の全員について給与等の実態調査を実施するとともに、全国約7,600の民間事業所について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査した。  
 右の調査結果に基づく官民給与の較差は、平均11,528円(5.23%)であることが明らかになったので、これを埋めるための給与改定を行うこと有必要であると認めた。

本年の給与改定に当たっては、俸給表の改善に重点を置きつつ、諸手当についても所要の改定を加えることとした。

## 2 給与改定の内容は、次のとおりである。

### (1) 俸給表

行政職俸給表について、民間給与の傾向等に照らし、世帯形成時に対応する職員の給与の引上げを軸として中堅層職員の給与の改善に重点を置きつつ改定を行うとともに、他の職種の職員の俸給表については、行政職俸給表との権衡を基本とし、民間給与の実態を考慮した改定を行うことにより、全俸給表の全等級にわたる改定を行うこととした。

なお、指定職俸給表については、昭和53年の据え置き以来、参考としている民間企業の役員給与との開きはますます拡大してきている（本年においては、各省庁事務次官等の場合、その開きは約25%となっている。）が、この際は行政職と同程度の改定にとどめることもやむを得ないものと考えて措置した。

1 初任給については、一般の事務・技術系の場合、その俸給を大学卒（上級乙試験）101,900円（現行97,000円）、短大卒（中級試験）91,500円（現行87,200円）、高校卒（初級試験）85,900円（現行82,000円）とした。

2 職種別の改善に当たっては、大学、高等専門学校の助教授以下の教官及び試験研究機関の研究員について昨年に引き続き配慮した。

### (2) 諸手当

1 民間の企業内における給与の地域差を見るため、昭和53年に統いて本年も地域差関連手当の状況を調査したところ、東京、大阪等の大都市の場合、前回同様、おおむね10%程度の地域差があった。これらの実情を考慮し、調整手当について、給与の地域別配分の適正化を図るために、東京、大阪等の大都市に勤務する職員に対する支給割合を9%（現行8%）に改めることとした。また、指定官署（8%）の職員、医師等及び新東京国際空港地区に移転した官署等に勤務する職員の支給割合についても、これとの均衡上、同様の措置を講ずることとした。なお、支給地域とされている市町村の区域を昭和56年4月1日現在のものに改めることとしている。

2 扶養手当について、民間におけるこの種の手当の支給状況等を考慮して、支給月額を次のとおり引き上げることとした。

配偶者	12,000円（現行11,000円）
-----	--------------------

配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人  
8,000円（現行7,500円）

なお、その他の扶養親族については現行のままとした。

3 交通機関等利用者に対する通勤手当については、民間における支給状況及び職員の通勤の実情を考慮し、全額支給限度額を17,000円（現行16,000円）に引き上げることとした。これに伴い最高支給限度額は19,500円（現行18,500円）となる。

右の改定については、交通機関等と自転車等を併用する者の場合も同様とした。

なお、自転車等の交通用具使用者に対する手当額は、民間においてこの種手当を改定した事業所の割合が少ない等の事情を考慮して、本年は改定しないこととした。

4 借家・借間居住者に対する住居手当について、本年7月、公務員宿舎の使用料が平均16.9%引き上げられたことを考慮して、1か月当たり9,000円（現行7,000円）を超える家賃、間代を支払っている職員に対して支給することに改めるとともに、支給月額については、民間における支給額の状況等を考慮して、家賃、間代と9,000円（控除額）との差額が全額支給限度額（7,500円—据え置き）を超える場合の2分の1加算の限度額を6,500円（現行5,500円）に引き上げることとした。持家居住者に対する手当については、現行どおりとした。

なお、右の改定によりその支給額が従来の額を下回ることとなる者については、昭和57年3月31日までの間、経過措置を講ずることとしている。

改 定		現 行
控 除 額(A)	9,000円	7,000円
全 額 支 給 限 度 額(B)	7,500円	7,500円
(Bに対応する家賃等)	16,500円	14,500円
(A+B)	22,500円	21,500円
2 分 の 1 加 算 限 度 額(C)	6,500円	5,500円
最 高 支 給 限 度 額(D)	14,000円	13,000円
(B+C)	29,000円	25,500円
(Dに対応する家賃等)	29,500円	25,500円
(A+B+C×2)	58,000円	51,000円

5 医系教官等に対する同手当の支給月額の限度を39,500円（現行38,000円）に引き上げることとした。

6 期末・勤勉手当については、昨年5月から本年4月までの間の民間における賞与等特別給の

支給実績を調査した結果、現行の年間支給割合（4.9月分）でほぼ均衡がとれているので、現行のままとした。

以上のうち、官民給与の比較の基礎となる給与についての改善は、1人当たり平均にして、俸給で9,590円（4.35%）、諸手当で1,373円（0.62%）、その他で565円（0.26%）、計11,528円（5.23%）となる。

3 改定の実施時期については、本年4月1日としている。

4 公務員給与のあり方については、行政改革との関連において、いろいろな論議がなされているが、本院としては、既に広く認識されているように、公務員が勤労の対価によって生計を維持する者でありながら、一般の労働者は異なって労働基本権を制約され、勤務条件の決定に直接参加できる立場にないことに十分な考慮が払われなければならないものと考える。公務員については、労働基本権制約の代償措置として人事院勧告制度があり、情勢適応の原則に基づいて公務員の給与を民間の給与水準に追いかせる趣旨のもとに行われる本院の給与に関する勧告がほとんど唯一の給与改善の手段となっているのであって、人事院勧告を通じて公務員の給与を決定する現行の方式は、公務員給与を民間給与と均衡した適正な水準のものとするための確立された制度として維持していくことが、公務員をして安定した労使関係の下、安心して職務に専念させることとなり、公務の公正かつ能率的な運営に寄与するものであると考える。

5 公務員給与の適正化、合理化については、本院としてもかねてから意を用いており、昭和46年に高齢層職員に対する昇給延伸措置を導入したのをはじめ、民間企業の対応をも参考しながら、高位号俸の昇給額の抑制（昭和53年以降）、高齢層職員に対する昇給停止等の給与抑制措置の強化（昭和55年）、各種手当の見直し等そのつど必要な措置を講じてきた。本年の勧告においても、高位号俸の引上率の抑制や地域配分の適正化を図ることとしているが、今後も、後述の総合的検討の基本的方向に則して、公務員給与に関する各般の論議をも踏まえながら

#### 俸給月額の増加例

俸給表	職名	等級・号俸	現行俸給月額	勧告による俸給月額	増加率
行政職(一)	係員	等級号俸 8—6	90,300 円	94,700 円	4.9 %
		7—3	106,900	112,600	5.3
		6—10	163,100	171,800	5.3

ら、給与における成績主義の一層の推進（特別昇給及び勤勉手当についての制度及び運用の改善等）、年齢、地域等の観点からの給与配分の適正化、諸手当の合理化（特殊勤務手当、特地勤務手当等についての見直し）等を図っていくこととしている。

6 昨年の報告で表明した長期的、安定的な人事行政諸施策の策定については、民間の状況や公務の実態についての調査を一部実施するなど既に調査研究に着手しているが、定年制度も動き出す昭和60年を実施の目途として、行政環境の変化、行政効率化の要請等をも踏まえて、給与制度をはじめ、高学歴化等に対応した採用試験の再編成、昇進管理に関する制度の整備、研修のあり方その他人事行政諸制度上の課題全般にわたる検討を精力的に進めていきたいと考えている。このうち、給与制度に関しては、職務給の原則と成績主義の原則に基づいて、適正な給与配分を確保するための給与体系の確立を目指すこととし、具体的には、基本的給与である俸給については、職務の分類を基礎とした俸給表の再編成、職務内容の多様化・高度化に対応した等級構成の整備、定年制度の実施をも考慮した号俸構成及び昇給制度のあり方などを、補完的給与である諸手当については、それぞれの機能を考慮した整備などを検討課題とし、更に給与事務の簡素、合理化についても検討を加えることとしている。

なお、民間における週休制度の実態について引き続き調査したところ、何らかの形で週休2日制を実施している事業所の割合は69.7%（昨年70.1%）となっており、うち隔週又は月2回以上の週休2日制を実施している事業所は全事業所の52.7%（昨年53.3%）となっている。

職員の週休2日制については、本年3月29日から、職員ごとに4週間につき1の土曜日を日曜日に加えて休みとするいわゆる4週5休方式を基本とする態様によりはじめて実施されたところであり、本院としては、当面、この制度の円滑な運用を図るために、各省庁における実施状況の把握及びその指導に努めるとともに、民間における普及状況その他の諸条件に留意しつつ、今後の方策について所要の検討を進めることとした。

職名	等級・号俸	現行俸給月額	勧告による俸給月額	増加率%		
行政職(一)	係長	等級号俸 5-14	円 214,300	円 225,200	5.1	
	課長補佐	4-12	237,700	249,500	5.0	
	総括課長補佐	3-15	295,400	309,900	4.9	
	課長	2-11	311,900	327,200	4.9	
	部長	1-6	342,500	359,000	4.8	
	用務員	4-20	141,400	148,500	5.0	
行政職(二)	守衛	3-16	159,200	167,400	5.2	
	自動車運転手	2-17	182,200	191,700	5.2	
	車庫長	1-20	223,800	234,900	5.0	
	係員	6-3	121,000	127,400	5.3	
税務職	係長	4-9	204,700	215,700	5.4	
公安職(一)	皇宫巡查看守	7-11	135,400	142,700	5.4	
	皇宫警部補副看守長	5-18	214,800	226,000	5.2	
教育職(一)	助教	手授	4-13	199,400	210,000	5.3
	助教	授	2-13	273,200	287,300	5.2
	助教	授	1-14	336,900	353,200	4.8
研究職	研究員	3-17	202,400	213,200	5.3	
	研究員	2-12	224,800	236,800	5.3	
	研究員	1-15	336,600	352,900	4.8	
医療職(一)	医師	4-8	191,200	201,600	5.4	
	医長	3-11	276,300	290,600	5.2	
	医長	2-14	340,900	357,500	4.9	
医療職(二)	准看護婦	4-11	126,800	133,400	5.2	
	看護婦	3-15	164,500	173,300	5.3	
	婦長	2-16	214,900	225,900	5.1	
	婦長	特1-12	280,700	294,900	5.1	

## ○ 昭和56年度 お茶の水女子大学公開講座

### 1. 講座名 「表と裏」

### 2. 講座のねらい

「表」と「裏」という言葉は、衣という字が入っていることでもわかるように、元々は衣服の「おもて」と「うら」から来ているそうである。

それから押広めて、目立つ方の側は「おもて(面)」と呼ばれ、目立たない方の側は「うら」と呼ばれる。

この講座では、学内の各教官が、日常の研究活動で遭遇するいろいろな経験を踏えて、それぞれの専門分野での「表と裏」にちなんだ話題を取り上げて解説する。

それぞれの講義は、特に密接な関連はない。

しかし全体としては大まかに各分野を網羅するように工夫されている。

## 3. 日程及び学習内容

実施日時	学習課題	学習方法	講師名
9月12日(土) 午後1:15~4:30	挨拶	お茶の水女子大学長 井上 茂	
	物理教育 表と裏・嘘も方便	講義	お茶の水女子大学教授 石黒 英一
	地球をひっくり返して住む話	"	同助教授 小川 洋輔
9月19日(土) 午後1:15~4:30	地理学の視点から	"	同教授 浅海 重夫
	リンカーンの虚像と実像	"	同教授 平野 孝
9月26日(土) 午後1:15~4:30	動きの姿、休息の姿	"	同教授 森下 はるみ
	生物の表と裏	"	同教授 太田 次郎
10月3日(土) 午後1:15~4:30	ペルソナと実存	"	同教授 小倉 志祥
	少年非行と文学 —非行少年の真実—	"	同教授 大塚 雅彦
10月17日(土) 午後1:15~4:30	布地や被服の「表と裏」	"	同教授 松川 哲哉
	食べものおいしさ	"	同教授 吉松 藤子
10月24日(土) 午後1:15~4:30	人格の表裏	"	同教授 藤永 保
	中国古典文学における 表(正統)と裏(異端)	"	同教授 近藤 光男
10月31日(土) 午後1:15~4:30	合成化学の領域から	"	同教授 塩田 三千夫
	酸素の害とビタミンE	"	同助教授 五十嵐 脩
11月14日(土) 午後1:15~4:30	表の意味と裏の意味	"	同教授 堤精二
	表の美、裏の美	"	同教授 柳宗玄

## ○研修

名称	実施期日	対象者	受講者・修了者	主催
昭和56年度第1回事務電算化研修	56.5.26 ~5.29	会計経理担当係員で、現に電算業務に従事している者及び従事しようとする者	会計課 岡田健一 会計課 山本隆 会計課 河合泰和	本学
第27回関東地区中堅係員研修	55.7.27 ~8.5	国家公務員採用試験により採用され、採用後おおむね8年及び同中級試験によりおおむね5年の経験を有す職員で30才未満の者	庶務課 中島武幸	人事院関東事務局

名 称	実施期日	対 象 者	受講者・修了者	主 催
昭和56年度初任職員研修	55.8.18 ～8.21	昭和54年8月21日以降採用された新規採用事務系職員	庶務課 渡部みさ子 〃 松原利生 会計課 小嶋茂登美 〃 佐々木信一 〃 河合泰和 施設課 八重樫博 厚生課 河野隆子 入学生幹室 川村桂子 理学部 藤巻喜美枝 家政学部 岩田光夫 附属図書館 幸野保典 〃 沖野裕子 〃 今村恵子 〃 南城康生 附属学校部 市川博	本 学
第16回関東地区JST(継続課程)指導者養成研修	56.9.7 ～9.12	JST(標準課程)指導者として認定されている者で、かつ本研修修了後、JST(継続課程)指導者として研修に当たる予定の者	庶務課 庶務課長補佐 神田幸一	人事院関東事務局

## ○ 健康診断

事 项	実施期日	対 象 者	受 診 者 数	実 施 场 所
昭和56年度第1回職員特別定期健康診断	56.9.28 56.9.30	タイピスト、守衛 自動車運転手	人 8	本学保健管理センター
昭和56年度人間ドック	56.6.1 ～9.30	満40才以上の者ただし始めて受診を希望する者を優先(任意継続組合員を含む。)	人 42 内訳 1泊2日コース14人 日帰りBコース28人	平塚胃腸クリニック

## 計 報

## ○和田恒代 理学部助手死去

理学部助手和田恒代氏には、病気のため5月5日逝去されました。享年55才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

## ○女ヶ沢清吉 附属学校部用務員死去

附属学校部用務員女ヶ沢清吉氏には、病気のため7月17日逝去されました。享年56才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

## ○岡 徹 名誉教授死去

名誉教授岡 徹氏には老衰のため8月18日逝去されました。享年77才。ここに謹んで哀悼の意を表します。

なお、同氏には昭和49年春の生存者叙勲で勲三等瑞宝章が授与されておりましたが、このたび生前の功績により從四位に叙せられました。

## ○新任者住所

## ○職員の住所変更

○住居表示変更

○氏名変更

堀越(旧姓:山口)幸代(附属高校養護教諭)

○電話番号変更

## 日 誌 (抄)

- 5月1日(金) 第57回関東甲信越流地区国立学校施設部課長会議(於東京商船大学)
- 6日(水) 人間文化研究科会議、教務委員会・一般教育委員会合同委員会、生活環境研究センター研究委員会、放射線障害防止健康診断
- 7日(木) R I 実験室運営委員会、極低温実験室運営委員会
- 8日(金) 臨時関東信越地区国立大学会計部課長会議(於東京大学)
- 9日(土) 第29回東京地区国公立大学体育大会第1回実行委員会(於電気通信大学)
- 11日(月) 第20回東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議(於東京芸術大学)
- 12日(火) 部局長会議、名誉教授称号授与式、名誉教授懇談会、概算要求連絡会
- 13日(水) 理学研究科委員会、各学部教授会、国立7大学理学部事務長会議(於神戸大学)
- 14日(木) 第42回国立7大学理学部長会議(14日・15日:於神戸大学)
- 15日(金) 学生委員会、学生連絡協議会
- 18日(月) 入試委員会小委員会、臨海実験所運営委員会
- 19日(火) 部局長会議
- 20日(水) 評議会、入試方法検討委員会
- 21日(木) 観察参加、教育実習説明会、寮生避難訓練(大山寮)
- 22日(金) 電子計算機室運営委員会

25日（月）	大学セミナーハウス協力会員校懇談会（於丸の内、銀行俱楽部）	度第1回東京地区国立大学栄養士連絡協議会（於東京農工大学）
27日（水）	各学部教授会、定例学生大会	教務委員会、教務委員会・一般教育委員会合同委員会、入試委員会小委員会
28日（木）	学寮委員会、学寮協議会、昭和56年度国立学校経理部課長会議（28日・29日：於東京医科歯科大学）	18日（木） 関東C地区国立学校事務用電子計算機共同利用協議会（於東京工業大学）
29日（金）	事務連絡会議	20日（土） 第28回東京地区国公立大学連合文化会（美術部門）第1回学生分科会（於東京農工大学）
31日（日）	第29回東京地区国公立大学体育大会（バレー・ボール）（本学体育館）	22日（月） 家政学視学委員実地視察
6月1日（月）	開学記念事業開催	23日（火） 昭和56年度留学生交流研究協議会（東地区）（23日・24日：於秋田大学）
2日（火）	昭和56年度国立大学施設担当部課長会議（2日・3日：於東京農林年金会館）、昭和56年度新入生セミナー打ち合せ会（本学）、昭和56年度学生定期健康診断（2日～4日：保健管理センター）	24日（水） 人間文化研究科会議、学寮委員会、学寮協議会、一般教育委員会、文教育学部臨時教授会、理学部教授会、微生物祭プレ企画（本学講堂）
3日（水）	予算委員会、教務委員会、一般教育委員会、教務委員会・一般教育委員会合同委員会、入試方法検討委員会、昭和56年度国立大学学生部次長・課長、国立高専学生課長会議（於東京医科歯科大学）	25日（木） 教務委員会（持ち回り）、昭和56年度大学入学者選抜・教務関係事項連絡協議会（於都市センターホール）
4日（木）	第2回国立大学入学者選抜研究連絡協議会（於こまばエミナース）、臨時事務連絡会（4日・5日）	26日（金） 事務連絡会議、公開講座企画委員会
5日（金）	日本育英会1年1次特別奨学生選考会、第2回国立大学入学者選抜研究連絡協議会研究分科会（於こまばエミナース）、昭和56年度国立大学一般教育担当部局協議会総会（5日・6日：於福島大学）	27日（土） 第29回東京地区国公立大学体育大会（軟式テニス）（27日・28日：本学）
7日（日）	第29回東京地区国公立大学体育大会（バレー・ボール）（本学体育館）	29日（月） 昭和56年度外国人留学生懇談会（本学）
8日（月）	施設計画委員会、入試方法検討委員会	30日（火） 部局長会議、第15回国公立大学厚生補導職員研修会（6月30日～7月3日：於筑波大学山中共同研修所）
9日（火）	部局長会議、概算要求連絡会	7月1日（水） 臨時評議会、研究科委員会（理学・家政学）
10日（水）	理学研究科委員会、各学部教授会	7日（火） 部局長会議
11日（木）	昭和57年度教育実習説明会（3年生対象）	8日（水） 評議会、入試委員会、入試委員会小委員会、60年度共通1次試験検討委員会
13日（土）	大山寮祭（紫陽祭）（13日・14日）、一般教育学会第3回大会（13日・14日：於日本大学）	9日（木） 第3回関東甲信越地区連絡協議会（於学士会館）
14日（日）	第29回東京地区国公立大学体育大会（バスケットボール）（本学体育館）	10日（金） 昭和56年度後期学生委員打合せ会
15日（月）	評議会、部局長会議、生活環境研究センター運営委員会	11日（土） 新入生セミナー（11日～13日）
16日（火）	附属学校教育研究委員会、昭和56年	12日（日） 第29回東京地区国公立体育大会（卓球個人戦：本学体育館）
		14日（火） 臨時部局長会議、第21回国公立大学入学者幹・入試担当課長会議（於東京工業大学）
		15日（水） 臨時評議会、留学生顧問教官会議、入試委員会
		18日（土） 夏期休業始

20日（月）	電子計算機講習会（20日～27日）	部教授会
22日（水）	昭和57年度大学入学者選抜共通第1次学力試験実施担当者会議（第1回）（於東京医科歯科大学）	17日（木） 大学院理学研究科合格発表、第2回全国国立大学学生部長協議会（17日・18日：於九州大学）
23日（木）	国立大学入学主幹連絡協議会（23日・24日：於東京大学）	18日（金） 工営課管内国立学校等施設整備事務連絡会議（於東京医科歯科大学）、第22回東京地区国公立大学入学主幹・入試担当課長会議（於東京商船大学）
25日（土）	所蔵品展示会（本学）	19日（土） 公開講座、第28回東京地区国公立大学連合文化会（美術部門）第2回学生分科会（於東京農工大学）
27日（月）	第27回関東地区中堅係員研修（7月27日～8月5日：於人事院関東事務局）	21日（月） 国立大学入学者選抜研究連絡協議会・関東甲信越地区協議会（第1回）（於学士会館）
29日（水）	事務連絡会議	22日（火） 学寮委員会、学寮協議会、日本育英会奨学金事務説明会（於日本育英会）
8月1日（土）	本学対奈良女子大学定期戦（硬式テニス）（1日・2日：本学）	24日（木） 大学院人間文化研究科会議、60年度共通1次試験検討委員会、前学期末試験（24日～30日）
4日（火）	工営課管内国立学校等施設整備事務連絡会議（於文部省）	25日（金） 第72回東京地区国公立大学厚生補導部課長会議（於東京商船大学）、昭和56年度文部省共済組合全国事務担当者打合せ会（25日・26日：於国立科学博物館）
18日（火）	昭和56年度初任職員研修（18日～21日：於本館山野外教育施設）	26日（土） 公開講座
20日（木）	公開講座受講受付（20日～29日）	28日（月） 職員特別定期健康診断
26日（水）	昭和57年度共通第1次学力試験情報処理事務連絡会（於大学入試センター）	29日（火） 部局長会議、附属学校委員会
29日（土）	本学対奈良女子大学定期戦（軟式テニス）（29日・30日：於奈良女子大学）	30日（水） 卒業・修了式、新学生委員会、学寮委員会、学生協議会、厚生補導関係三委員会合同委員会、教育実習担当者説明会・教員免許事務担当者説明会（於東京都立教育研究所）、職員特別定期健康診断
31日（月）	大学院理学研究科入学願書受付（8月31日～9月7日）	
9月3日（木）	省庁別宿舎実地監査（3日・4日：関東財務局）、長期給付実務研修会（3日・4日：於日本教育会館）	
4日（金）	事務連絡会議、レクリエーション運営委員会	
7日（月）	共済組合実地監査（7日・8日）（財務局）、第16回関東地区JST（継続課程）指導者養成研修（7日～12日：於人事院関東事務局）	
8日（火）	夏期休業終	
9日（水）	60年度共通1次試験検討委員会、女性文化資料館研究会	
10日（木）	一般教育委員会、大学院理学研究科入試（10日・11日）、昭和56年度教職員家族運動会実行委員会	
11日（金）	昭和56年度学生教育研究災害傷害保険研修会（於私学会館）	
12日（土）	公開講座	
14日（月）	部局長会議、附属学校教育研究委員会	
16日（水）	研究科委員会（理学・家政学）、各学	